

## 議第14号

### 平成25年度滋賀県公営競技事業特別会計予算

平成25年度滋賀県の公営競技事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,380,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 公営競技事業収入		千円 30,514,748
	1 公営競技開催収入	30,514,748
2 使用料及び手数料		24,422
	1 使用料	24,422
3 財産収入		14
	1 財産運用収入	4
	2 財産売却収入	10
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		26,830,816
	1 施設利用料	65,172
	2 県預金利子	20
	3 受託事業収入	26,749,683
	4 雑収入	15,941
歳入合計		57,380,000

歳 出		
款	項	金 額
1 公 営 競 技 事 業 費		57,197,238 <small>千円</small>
	1 経 営 費	155,645
	2 開 催 費	57,041,593
2 公 債 費		177,762
	1 公 債 費	177,762
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		57,380,000